改定前	改定後		
特定感染症危険補償特約	特定感染症危険補償特約		

(略)

第3条 (用語の定義)

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
1	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する 一類感染症、二類感染症 <u>または</u> 三類感染症をいいます。
2	保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金のうち後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。

(略)

第6条(お支払いする保険金)

(1) 同一の特定感染症について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いす	お支払いする保険金の	保険金の受
	る場合	額	取人
① 後遺障害保険金	発病の日からその日 を含めて180日以内に 後遺障害が生じた場 合	死亡・後遺障害保険 金額 (*1) × 保険金支払割 合 (*2)	被保険者(*3)

(略)

第3条 (用語の定義)

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
1	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関
		する法律第6条第2項から第4項までに規定する
		一類感染症、二類感染症 <u>もしくは</u> 三類感染症 <u>または</u>
		同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指
		<u>定感染症(*1)</u> をいいます。
2	保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯され
		る特約の規定により支払われる保険金のうち後遺
		障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいま
		す。

(*1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の</u> 規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と 同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

(略)

第6条(お支払いする保険金)

(1) 同一の特定感染症について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名	保険金をお支払いす	お支払いする保険金の	保険金の受
	称	る場合	額	取人
1	後遺障害	発病の日からその日		被保険者
	保険金	を含めて 180 日以内に	死亡・後遺障害保険	(*3)
		後遺障害が生じた場	金額 (*1)	
		合		
			保険金支払割	
			× 合 (*2)	

		改定	前				改分	官後		
			= 保険金の額					=	保険金の額	
2	入院保険金	医師等の治療を必要 病院等または介 護療とし、 護療性の目 を含めて180日以内に を含した場合。 ただし、発病の日から そだし、発病の日から そだし、発病の日から そがし、発病の日から そがし、発病の日から そが以ります。	入院保険金日額 (*5) × 入院日数 = 保険金の額 ただし、同一の特定感 染症について、入院保 険金支払限度日数(*6) 分の保険金額を限度と します。	被保険者(*3)	2	入院保険金	医師等の治療を必要 をし、病院等またる 護保養型医療施設に 養療をは介 護療養型の を含めて180日以 発病の180日以 入院した場合。 ただし、発病の日から その日を含めて入院 を含めてりの力に 大だし、発病の日から そが保険の期間の (*4)以内のます。	(*) × = た た 強 金	入院日数 保険金の額 し、同一の特定感 について、入院保 支払限度日数(*6) 保険金額を限度と	被保険者(*3)
3	通院保険金	医と護護し発を通たそ保以すまを通保をいいる設にの内にしての険内。た終院に医療療を通れて180日金の所に医医医の力に場合。のは、で対して場合のの方にを対応にの内の方に、を対応にを対応にの内が通(*7)まで、では、いり、が降通にで払い、の方に金ができる。のが、では、いいのが、では、いいので	通院保険金日額 (*8) × 通院日数 = 保険金の額 ただし、同一の特定感染症について、通院保険金支払限度日数(*9)分の保険金額を限度とします。	被保険者(*3)	3	金	医は、 日に ら院 アル は の に と と で で で で で で で で で で で で で で で で で	- (*) × = た染険分し	通院日数 保険金の額 し、同一の特定感 について、通院保 支払限度日数(*9) 保険金額を限度と す。	被保険者(*3)

改定前		改定後		
本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合に	こは、下表の「生	本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生		
じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用しま		じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用しま		
す。ただし、同一の特定感染症の発病により、同条項別表1の	01に掲げる後遺	す。ただし、同一の特定感染症の発病により、同条項別表1の1に掲げる後i		
障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する	5保険金支払割合	障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割る		
(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い	割合を適用しま	(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用し		
す。		す。		
生じた後遺障害 適用する保険金支	払割合	生じた後遺障害 適用する保険金支払割合		
① 普通保険約款基本条項別表1の 最も重い後遺障害に該当す	る等級の3級上	① 普通保険約款基本条項別表1の 最も重い後遺障害に該当する等級の3級_		
2の第1級から第5級までに掲位の等級に対応する保険金	支払割合 (*2)	2の第1級から第5級までに掲 位の等級に対応する保険金支払割合(*2)		
げる後遺障害が2種以上ある場				
合		合		
② ①以外の場合で、普通保険約款 最も重い後遺障害に該当す	- ' "	② ①以外の場合で、普通保険約款 最も重い後遺障害に該当する等級の2級_		
基本条項別表1の2の第1級か 位の等級に対応する保険金	支払割合 (*2)	基本条項別表1の2の第1級か 位の等級に対応する保険金支払割合(*2)		
が2種以上あるとき		が2種以上あるとき		
③ ①および②のいずれにも該当し 最も重い後遺障害に該当す	る等級の1級上	③ ①および②のいずれにも該当し 最も重い後遺障害に該当する等級の1級_		
ない場合で、普通保険約款基本位の等級に対応する保険金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ない場合で、普通保険約款基本 位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。		
条項別表1の2の第1級から第 ただし、それぞれの後遺障害	Fに対応する保険	条項別表1の2の第1級から第一ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険		
種以上あるとき に該当する等級の1級上位	の等級に対応す	種以上あるとき に該当する等級の1級上位の等級に対応す		
る保険金支払割合(*2)に達	しない場合は、そ	る保険金支払割合(*2)に達しない場合は、		
の合計した割合を適用しまっ	_	の合計した割合を適用します。		
④ ①から③までのいずれにも該当 最も重い後遺障害に該当す	る等級に対応す	② ①から③までのいずれにも該当 最も重い後遺障害に該当する等級に対応す		
しない場合で、普通保険約款基 る保険金支払割合(*2)		しない場合で、普通保険約款基 る保険金支払割合(*2)		
本条項別表1の2に掲げる後遺		本条項別表1の2に掲げる後遺		
障害が2種以上あるとき		障害が2種以上あるとき		
(3) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が貧		(3) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第2条(この特別		
の補償内容)(1)の特定感染症を発病したことによって、同一部		の補償内容)(1)の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後途		
障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される	6保険金支払割合	障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割金		
<u>を適用します。</u>		<u>を適用します。</u>		
加重された後の		加重された後の		
後遺障害に該当 既にあった後遺障害に該当	適用する保険	後遺障害に該当 既にあった後遺障害に該当 適用する保険 適用する保険		
する等級に対応 - する等級に対応する保険金 =	金支払割合	する等級に対応 - する等級に対応する保険金 = 全支払割合		
する保険金文払 文払割合(*2)		する保険金文払		
割合 (*2)		割合 (*2)		

改定前

- (4) 後遺障害保険金において、被保険者が発病の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、発病の日からその日を含めて 181 日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。
- (5) 当会社は、被保険者に就業制限(*10)が課された場合は、(1)の表の②の入院した場合に該当したものとみなします。
- (6) 入院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (7) 通院保険金において、当会社は、この特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (8) 通院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。
- (9) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条(この特約の補償 内容)(1)の特定感染症が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当 する額を支払います。
- ① 被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
- ② 被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した後に、その特定感染症と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
- ③ 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
- ④ 正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。
- (10) 同一の特定感染症について、被保険者 1 名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(4)までおよび(9)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。
- (11) 当会社は、(10)に規定する保険金のほか、同一の特定感染症について、被保険者1名に対して(1)および(5)から(9)までの規定による入院保険金または通院保険金を支払います。
 - (*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死

改定後

- (4) 後遺障害保険金において、被保険者が発病の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、発病の日からその日を含めて 181 日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。
- (5) 当会社は、被保険者に就業制限(*10)が課された場合は、(1)の表の②の入院した場合に該当したものとみなします。
- (6) 入院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (7) 通院保険金において、当会社は、この特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (8) 通院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。
- (9) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条(この特約の補償 内容)(1)の特定感染症が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当 する額を支払います。
- ① 被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
- ② 被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した後に、その特定感染症と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
- ③ 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
- ④ 正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。
- (10) 同一の特定感染症について、被保険者 1 名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(4)までおよび(9)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。
- (11) 当会社は、(10)に規定する保険金のほか、同一の特定感染症について、被保険者1名に対して(1)および(5)から(9)までの規定による入院保険金または通院保険金を支払います。
 - (*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死

改定前

亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

12111 (101)	
後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

- (*3) 第2条 (この特約の補償内容) (1) の特定感染症を発病し、(1) の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。
- (*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象 日数をいいます。
- (*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金 日額をいいます。
- (*6) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数をいいます。
- (*7) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。
- (*8) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金 日額をいいます。
- (*9) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。
- (*10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 2 項の規定による就業制限をいいます。

改定後

- 亡・後遺障害保険金額をいいます。
- (*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

	///
後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

- (*3) 第2条 (この特約の補償内容) (1)の特定感染症を発病し、(1)の表の「保 険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。
- (*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象 日数をいいます。
- (*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金 日額をいいます。
- (*6) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数 をいいます。
- (*7) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。
- (*8) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金 日額をいいます。
- (*9) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。
- (*10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 2 項の規定 (*11) による就業制限をいいます。
- (*11) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1</u>

改定前	改定後
	項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。
(略)	(略)